

原子燃料工業株式会社からの報告の概要  
(8月10日18時00分までに受けたもの)

- 本日(10日)、11時50分頃、同社熊取事業所の第二加工棟の第2-2混合室(管理区域)において、粉末混合機※の点検をしたところ、混合機フランジ上にウランを含む粉末が漏えいしていることが確認され、回収量は0.2グラムであった。

※燃料ペレットに成型前のウラン粉末と添加物を混合する装置。

- その後の点検で、13時20分頃、混合機フランジの他の場所でもウランを含む粉末が漏えいしていることが確認され、回収量は18.9グラムであった。

- そのため、ウランを含む粉末の合計の回収量は19.1グラムであった。

- 回収した粉末のかさ密度から、放射性物質以外の物質が含まれるものの、主たる成分はウラン粉末であり、回収した総量は19.1グラムであることから、放射エネルギーが $3.7 \times 10^5$ ベクレル(ウラン重量で2.57グラム)を超えると判断した。

- このため、管理区域内において放射性物質が漏えいしたとして、原子炉等規制法に基づく報告事象※※と判断した(本日16時55分)。

※※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の事象

- モニタリングポスト、排気用ダストモニタ等の測定値に異常はなく、周辺環境への放射能の影響はない。

- また、第2-2混合室には汚染はなく、ウラン粉末の漏えいの発見者及び回収作業に従事した作業者は半面マスクを着用しており、その後の汚染検査により内部被ばく及び身体汚染がないことを確認した。

- 今後、ウラン粉末が漏えいした原因を調査する予定である。

(以上)